

マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)がはじまります



平成27年10月から
マイナンバーが
一人ひとりに
通知されます!

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

マイナンバー(個人番号)とは、
国民一人ひとりが持つ**12**ケタの番号のことです

- 平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続きで使用が始まりますので、大切にしてください。
- 法人にも13ケタの法人番号が指定され、官民間問わず自由に使用できます。
- 平成29年1月から行政の効率化や利便性向上のため、行政機関などで情報連携が順次開始される予定です。
※外国籍でも住民票のある方は対象となります。
※マイナンバー(個人番号)は、法律で定められた目的以外での使用、他人への提供が禁じられています。

3つのメリット

1 行政の効率化

手続きが正確で早くなる
行政機関・地方公共団体での作業の無駄が削減され、手続きがスムーズになります。

2 国民の利便性の向上

面倒な手続きが簡単に
申請時に必要な課税証明書といった資料の添付を省略できるようになります。

3 公平・公正な社会の実現

給付金などの不正受給の防止
行政機関が国民の所得状況などを把握しやすくなり、不正受給を防止できます。

※詳細は別途お知らせします。

問 全国共通ナビダイヤル ▶日本語窓口 ☎0570-20-0178 ▶外国語窓口(今年度は英語のみ) ☎0570-20-0291
(マイナンバー)
(営業時間平日午前9時30分～午後5時30分(年末年始を除く))

平成26年度 予防接種改正のお知らせ



平成26年10月1日から、下記のように接種体制が変更になりました。対象となる方には、すでに個別通知をしていますが、再度ご確認の上、接種をお願いします。

改正1

水痘(みずぼうそう)予防接種が定期接種になりましたので、下表のとおり、対象年齢、回数が変更され、無料で接種できるようになりました。

※水痘にかかったことのある方は、接種する必要はありません。

対象者・接種期限	接種回数	予診票送付枚数
【標準年齢対象者】1～3歳未満 期限：3歳の誕生日前日	2回	既に1回接種した方は、1枚送付。 未接種の方は、2枚送付。
【経過措置対象者】3～5歳未満 期限：平成27年3月31日 (ただし期限前の5歳誕生日前日まで)	1回	未接種の方は、1枚送付。 ※既に1回接種した方は、今回の定期接種対象者ではありません。2回目の接種を希望される方は、任意接種として全額自己負担で接種となりますので、ご了承ください。

改正2

高齢者肺炎球菌(23価肺炎球菌)予防接種が定期予防接種になりましたが、牛久市では、変更はなく今までどおり下表の実施方法となります。

対象者	65歳以上の方および60歳以上65歳未満で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方
接種方法	1回を筋肉または皮下に注射する。
助成額	3,000円(自己負担金額は、医療機関が定めた額から3,000円を差し引いた額となります。おおよそ5,000円～7,000円の自己負担で医療機関ごとに異なります)

接種に必要な予診票がお手元がない場合は、健康管理課までお問い合わせください。

※高齢者肺炎球菌ワクチンの接種に対する助成は、生涯に1回のみとなっております。過去に高齢者肺炎球菌の予防接種を受けた方は、助成は受けられません。

問 健康管理課(市保健センター内) ☎内線1742 ※祝日・年末年始を除く平日午前8時30分～午後5時15分。